

3. 役員報酬等に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、公益社団法人山梨県建設技術センターの定款第27条の規定に基づき、理事及び監事(以下「役員」という。)の報酬等の支給基準について定めることを目的とする。

(報酬の種類)

第2条 役員報酬は、常勤役員にあつては月額報酬、役員賞与及び退職慰労金とし、非常勤役員にあつては非常勤役員手当とする。

(月額報酬)

第3条 常勤役員に月額報酬として、430,000円を上限に各役職に応じて、理事については理事会で、監事については総会で定める額を支給する。

2 月の途中で就任し、又は退職(死亡による退職を含む。)した常勤役員の月額報酬は、日割り計算により支給する。

(役員賞与)

第4条 役員賞与は、6月1日及び12月1日(以下「基準日」という。)に在職する常勤役員に対して、6月及び12月に支給する。この場合において、これらの基準日前1月以内に退職(死亡による退職を含む。)した者については、基準日に在職したものとみなし、役員賞与を支給する。

2 役員賞与の在職期間の算定は、6月支給については12月1日から5月31日まで、12月支給については6月1日から11月30日までをその期間として行う。この場合において、1月に満たない端数のあるときはこれを1月と計算する。

3 基準日前の在職期間が2月に満たない常勤役員には、役員賞与は支給しない。ただし、職員としての在職期間がある者については、職員の給与規則の例により、その期間に対応する賞与を支給する。

4 役員賞与の支給額は、第3条に定める月額報酬額とその額に100分の50を乗じて得た額の合計額に支給率を乗じて得た額に、さらに職員の給与規則第18条に定める勤務期間率を乗じて得た額とする。

5 前項の支給率は、年間を合計して4.0を上限として、理事については理事会で、監事については総会で定める。ただし、6月及び12月の支給率の割り振りは理事長が定める。

(非常勤役員手当)

第5条 非常勤役員には非常勤役員手当として、理事会への出席、監査の実施等その職務を執行するに際し、1日当たり3万円をその都度支給する。

(退職慰労金)

第6条 退職慰労金は、常勤役員が退職した場合にその者(死亡による退職の場合にはその遺族)に支給することができる。ただし、常勤役員が定款第26条の規定により解任された場合には支給しない。

- 2 退職慰労金の額は、常勤役員の退職時の月額報酬額に、常勤役員在職年数と当該年数に役位係数を乗じて得た数の合計数を乗じて得た額とする。
- 3 前項の役位係数は、別表に定める係数を上限として、理事については理事会で、監事については総会で定めるものとする。
- 4 在職期間に1年に満たない端数がある場合の在職年数は、月割りで計算する。この場合において、月数の計算は常勤役員として就任した日から起算して暦に従って計算するものとし、1月に満たない端数のあるときはこれを1月と計算する。
- 5 常勤役員がその在職中に異なる役職(職員としての役職を含む。)に就任した場合の退職慰労金は、その役職の在職期間毎に計算し、その合計額とする。この場合において在職年数の計算は、前項の規定に準じて行うものとし、その月数の合計が同一の役職に在職したのものとして通算して計算した月数を超えるときは、その超える月数を最初の役職の在職年数から減じるものとする。

(支給日及び支給方法)

第7条 常勤役員の月額報酬及び役員賞与の支給日は、職員の給与及び賞与の支給日と同一日とし、退職慰労金は退職日から2月以内に支給するものとする。

- 2 役員報酬は、通貨で直接本人に支払う。ただし、法令に基づき役員報酬から控除すべき金額がある場合には、その金額を控除し、残額を支払うものとする。
- 3 役員が報酬の全部又は一部について自己の預金口座への振り込みを申し出た場合には、その方法によって支払うことができる。

(通勤手当)

第8条 常勤役員には、通勤手当を支給する。

- 2 前項の通勤手当は、職員の通勤手当の支給に関する規定に準じて支給する。

(費用の支払い)

第9条 役員がその職務の遂行に当たって負担した費用及び旅費については、この請求のあった日以降遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

- 2 前項の旅費については、職員の旅費の支給に関する規定に準じて支払うものとする。

(公表)

第10条 この規則は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20

条第1項に定める報酬等の支給の基準として、同条第2項に基づき公表する。

(改廃)

第11条 この規則の改廃は、総会の決議を経て行う。

(補則)

第12条 この規則の実施に関し必要な事項は、職員の給与規則等の例により、理事長が定める。

附 則

(施行日)

1 この規則は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日(以下「施行日」という。)から施行する。

(経過措置)

- 2 月額報酬に関する第3条第1項の規定は、施行日の属する年の6月支給分から適用し、同月前においてはなお従前の例による。ただし、第6条に規定する退職慰労金の算定に関しては、第3条第1項の規定により定められた月額報酬を算定の基礎とするものとする。
- 3 第4条第1項の規定にかかわらず、施行日の属する年の6月支給の役員賞与は支給しない。この場合において同年の支給率に限り、同条第5項の規定中「年間を合計して4.0を上限として、理事については理事会で、監事については総会で定める」とあるのは「年間を合計して2.0を上限とする」と読み替えるものとする。

別表(第6条関係)

	理事長	副理事長	専務理事	常務理事	前記以外の常勤役員
役位係数	2.5	2.25	2.0	1.75	1.5

付 則

この規則は、平成24年 5月15日から施行する。

平成24年6月1日一部改正